

05/06/20 厚生科学審議会感染症分科会感染症部会エイズ・性感染症ワーキンググループ

第2回議事録

第2回
厚生科学審議会感染症分科会感染症部会
エイズ・性感染症ワーキンググループ

平成17年6月20日（月）
10:00～12:00
厚生労働省 省議室（9F）

議事次第

- 1. 開会
- 2. 議題
 - 1) 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の改正について
 - 2) 性感染症に関する特定感染症予防指針の改正について
 - 3) その他

＜資料＞

- 資料1 エイズ・性感染症ワーキンググループ名簿・・・P.2
- 資料2 「エイズ予防指針見直し」に係る今後のスケジュールについて・・・P.3
- 資料3 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針見直し検討会報告書（概要）・・・P.5
- 資料4 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針見直し検討会報告書・・・P.9
- 資料5 「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」の主な改正概要・・・P.29
- 資料6 「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成十一年十月四日厚生省告示第二百十七号）の一部改正をする件・・・P.31
- 資料7 「性感染症に関する特定感染症予防指針」の主な改正概要（案）・・・p.43
- 資料8 性感染症に関する特定感染症予防指針の改正について（案）・・・P.47
- 資料9 「エイズ・性感染症WG検討方針：性感染症に関する検討」に対する日本性感染症学会としての意見・・・P.71
- 資料10 米国の性感染症対策について・・・P.87

○前田補佐
それでは刻になりましたので、これより「第2回厚生科学審議会感染症分科会感染症部会エイズ・性感染症ワーキンググループ」を開会いたします。
まず、本ワーキンググループの開催に当たりまして、田中健康局長よりごあいさつを申し上げます。

○健康局長
おはようございます。エイズ・性感染症ワーキンググループの開催に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。今日は大変委員の皆様お忙しいところ御参集いただきまして大変ありがとうございます。また、常日ごろエイズ対策あるいは性感染症対策の推進につきまして、いろいろ御協力、御尽力をいただきますことを心から感謝申し上げます。エイズあるいは性感染症は、最近特に若い世代の意識、あるいは行動の変化が変わってまいりまして、大きな健康問題の一つとなつていところでございます。また、我が国におきますHIV、エイズの発生動向におきましても、若い世代の感染拡大というのは、国民全体が目を向けるべきときではないかというふうに判断しているところでございます。私どもとしましては、エイズ及び性感染症対策を進めていく上での基本的な方針を定めました指針というのを、エイズ予防指針は平成11年、それから性感染症の予防指針は平成12年、それぞれ作成したのを、エタワでございまして、いずれも5年ごとに再検討を加えて、必要があれば変更するということになっておりまして、このワーキンググループは、この作業をしていただくことになったわけでございます。3月に第1回のワーキンググループが開かれていまして、その後、さまざまな作業がされたというふうに聞いております。今日はエイズ予防指針見直し検討会から予防指針の改正案が、それから更には検討会報告書、これが提出されたということでございます。本日は今後のエイズ・性感染症対策につきまして、忌憚のない御議論をいただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○前田補佐
それでは開会に先立ちまして、委員の出欠状況につきまして報告をさせていただきます。本日、小野寺委員につきましては御欠席の連絡をいただいております。それでは、後の進行は木村座長をお願いいたします。

○木村座長
おはようございます。本日もよろしくお願い申し上げます。今日の議事第1にございまして、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の改正、それから性感染症に関する同様の指針の改正について御議論いただきたいと思ひますが、まずは最初に資料の確認をいただいて、その後、3月7日のワーキンググループから大分日が経っておりますので、経過と今後のスケジュールについて事務局から少し説明いただき、その後、この2つの議題について、それぞれ50分前後ずつ御討議をいただきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。それではまず、事務局の方から資料の確認をお願いいたします。

○前田補佐
それでは資料の確認をさせていただきます。資料編につきましては、資料1から5までと資料6、そして資料7～10の3分冊となつてございます。資料1でございまして、この2ページ目のワーキンググループの名簿でございます。続いて資料2が3ページ目でございます。後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針見直し検討会報告書（概要）」として、資料3というふうにつけてございます。それからあと、資料4は同検討会の報告書というところでございまして、これが9ページからでございます。それから資料5が「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」の主な改正概要」ということでございまして、それから、資料6のみが右綴じとなつてございまして、こちらにつきましては、「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針の一部を改正する件」ということで、新旧対照表となつてございまして、これは「『性感染症に関する特定感染症予防指針』の主な改正概要（案）」ということでございます。それから資料8が、番号で申しますと47ページでございますが、「性感染症に関する特定感染症予防指針の改正について（案）」というところで、新旧対照表とあと各委員からいただいた意見、あと日本性感染症学会からいただいた意見、こちらが71ページ目でございます。日本感染症学会から4月の25日にいただきましたが、この指針についての改正意見ということでございます。それから資料10でございますが、一番最後の87ページでございます。こちらが米国の性感染症対策というところで簡単ではございますが、1枚付けさせていただきます。こちらでございます。それからもう一分冊が参考資料というところでございまして、こちらが参考資料1から5まででございます。参考資料1が2ページ目でございますが、「中核

[illegible]

○木村 座長　うございまして。資料の過不足はございませんでしょうか。
あそ　りでは、一引き続きました。先ほど申しあげましたが、少し時間経っておりますので、
で、ループの役割等につきまして、これも事務局の経緯が、今後のスケジュール、このグ

[illegible]

○木村座長
よろしいでしょうか。何か御意見、特にございませんね。そういたしますと議題の1で、エイズ予防指針の見直しについて、7回の検討会をやっておりますけれども、その結果につきまして、事務局からお願いしたいと思います。

[illegible]

別の特徴を追加記載しました。それから、国と地方公共団体の連携と役割分担についての記載を追加しております。

「第一 原因の究明」エイズ発生動向調査の強化」というところで、都道府県が主体的かつ計画的に、施策を実施できるように、地域における発生の状況及び動向を正確に把握することが必要と追加しております。

「第二 個別施策層に必要に応じて行うべきこと」を、都道府県等における追加的な調査研究の実施を必要に応じて行うべきことと追加しております。

「第三 基本的な考え方」を、発生予防及びまん延防止にかかわる基本となるべき施策の実施主体の明確化、記載の順番の変更等を実施しております。

「第四 保健所の役割の明確化」を、基本的な考え方の中では、発生の予防及びまん延の防止にかかわる保健所の役割の明確化として、全体的に順番を入れかわっていますが、すべて現行の指針の要素をそのままとして、ごさいまして、それにプラスアルファ以下、各各種拠点病院の役割の具文化とすること、を記載しております。また、外来診療における各拠点病院との連携を進めること、を記載しております。また、歯科診療の確保のため、歯科診療所と拠点病院との連携を進めること、を記載しております。

次に「二、人材の育成及び活用」というところ、ブロック拠点病院等による出張研修で、一、ベテランの医師の育成、を記載しております。

外国人にかかわる医療の対応、を、個別施策層に記すので、ここへ移動していただきます。それから、外国人患者等への都道府県による検査、相談体制の充実を追加いたしました。

「第四 研究開発の推進」ですが、研究開発の推進の実施主体を明確化しております。

「第五 国際的な連携」ですが、これにつきましても実施主体を明確化、国が中心的に実施するということを追加しております。それから人権の尊重ですが、本文中に人権を尊重するという用語を追加しております。

「第七 普及啓発及び教育」ですが、基本的な考え方を追加しております。○の1つ目とし、感染、危険性、さらされているもののみならず、それを取り巻く家庭や地域等へ、取り組み、行動変容につなげる環境の醸成が必要であらう。それから実施の際には、国と地方公共団体の役割分担の明確化が必要であると。

それから、「第八 施策の評価及び関係機関との新たな連携」ですが、施策の評価の部分に関しまして、関係省庁連絡協議会の場を活用しまして、連携を強化、都道府県は地域の実情に応じて施策の目標等を設定する。国はそれら施策の実施状況をモニタリングし、必要に応じて技術的助言を行うものとする。最後にNGOとの連携で、先ほどの報告書にありまして、NGOの支援及びエイズ予防財団の役割の明確化を以上でございまして。

○木村座長

ありがとうございます。このエイズ予防指針の見直しの検討会の方も、私が座長といたしまして、進行をまわってまいりましたけれども、コンセプトとしては今まで、必ずしも明確に、国と自治体の役割、こういったものを明確にしていく。特にその中で、自治体の主体的な取り組みをより積極的に促すという方向で考えてまいりました。その中でも、自治体の取り組みの1つとして、今、お話のあった中核拠点病院とエイズ診療所との連携、を、より均てん化された医療の提供ができるようにというように、検査体制の充実、も、早期発見、発症予防というように、ものために、検査体制の充実、も、早期発見、発症予防に加えてありますけれども、そういったところも必要であらう。他省庁、特に文科省とも連携が重要であるというように、幾つかの点について、見直しを。特にエイズの見直しの方に入っておられない委員の先生方、御意見がございまして、特にそこの方から御意見があったら、北村委員どうぞ。

○北村委員

北村でございます。私はエイズの見直し検討会に入っていないものですから、しかもエイズの専門家という立場ではございけません。性感染症に対しては大変関心を持っておりますけれども、どこから絞っていいかというのは難しいんですけども、私が調べましたところ、例えば、読売新聞が昨年の報道だったでしょうか、都市部の11自治体において、HIV関連対策予算が10年で7割減少という、こういう記事を見つけてまして、1995年度には約16億9,300万円だったものが、2004年度には5億5,700万に縮小している。こういう報道がございまして。これについては、まず事実なのかどうか。そして、その内容を見ますと、普及啓発事業というところでも、相当な減額が起こっているという、そこがございまして。例えば、一番減額が大きかったのは千葉県で90%ほど減額したと。東京都あたりですと、6億3,200万あった予算が2億2,400万になり65%も減額した、こういう事実が報道されておりましたけれども、もし、事実であるとしたら、今回のこの見直しのどの部分が地方自治体、都道府県などの予算を増額させる引き金になるのかどうか。このあたりについて検討会に出席された先生方から御意見を伺えたらと思っております。

もう一つは、私自身は若者たちとの関わりの中で仕事をするのが大変多いわけですが、検査を始めとした部分において、果たして保健所が本当に早期発見のための場に、とりわけ若者たちになるのかどうか、このあたりについて大変不安がござい

ます。

拠点病院がエイズのシンボルのようにとらえられておりますけれども、私はHIV感染症は、性感染症そのものだという認識をしているものですから、そういう意味では性感染症の早期発見、早期治療こそ、エイズ予防のまさに第一歩だという認識をしております。

そんな中で、例えば、エイズとは直接関わりが少ないかもしれないけれども、私どものような実地臨床医の力、役割というものは大変大きいんだろう。とりわけ、開業医などのレベルで性感染症の検査、治療、このあたりに相当な予算がついてこそ、初めてエイズの拡大を防止できないんじゃないだろうかというこだわりをずっと持っております。この件につきましては、例えば、検査の保険適用化というようなことが具体的に考えられていないのかどうか。

現実には私どものところに来る若者たちは、残念ですけれども、親から保険証をもらえませんが。今、個人カードというものが用意されている状況が徐々に広がっておりますけれども、親は十代の若者たちに個人カードは渡さないことが多いようです。したがって結果として大変高額の請求を若者たちがされてしまうわけでありまして。日本以外フリースピリット・ヘルスケアに関わる経費というあたりは、少なくとも十代については無料だということ保障されておられます。そういうあたり、ぜひ国のお考え、具体的なお考えを聞きたい。青少年対策が大変重要だということとは強調されておりますけれども、さて、そういう方向に向けた努力がなされているのか。

3番目は性教育の問題です。中学3年生にいわゆる性器の模型を使ってコンドーム装着法を教える、それは過激な性教育という烙印を押されるという、これは東京都の教育庁がそういう指示を出しておりますけれども、そのような状況の中で、果たして若者対策は進み得るのかどうか。文科省を巻き込むためには、私は教育を受けることに対する、あるいは教育をする、あるいは保障するというような、こういう文言を何とか入れられないのかどうか。差し当たって、以上3点について御答弁をいただきたいと思

います。

○木村座長

自治体の予算の件と、それから検査をもっと受けやすくすることについて、それから学校での性教育について3点でございしますが、最初の自治体の予算が削減されているという点については、細かい数字は別として、全くそのとおりであって、エイズの方の検討委員会でも、これをどうにかしなくちゃいかんという意見が大分出ておりました。最終的には事務局の方でまとめていただいて、文言を盛り込んでいただいていたように思うんですが、どういう文言に……。

○川口補佐

先生方から御意見をいただきまして、報告書24ページの「おわりに」という部分、最後でございしますが、「総合的なエイズ対策が講じられるよう、国及び地方公共団体においては、診療報酬の活用を含め、所要な経費の確保に努めることを要望するものである」というところでございます。

○北村委員 私ができる限りにおいては、十代の性感染症の検査・治療については、フランスやスウェーデン、カナダ、イギリスなどでは全額無料だということ、情報を得ておりまして、そういうことになり、若者対策としてできないかどうか、それと基本的に検査は保険適用になっておりませんものではないかと、その２点です。

5/12

ら先ほども御意見が出ましたが、性教育という言葉をもとに性感染症教育とか、性感染症予防教育とか、そういうふうな形に特定してほしいという御意見などもございま

[illegible]

とのちが、染むる
ところ。これが感
年し状。この性把て
もま歩まいいに入れ
したの針まいいま重入
ない指ごたさ疫を査
少点は意、でわして動者
は意見、加現視生患
現留見、明が表監発
の知す。究案のをて、
表的に。要の行況そし
來つ。因な現状、と
從う。原が行て示
當る。こ新現流し例
けに。一う表なき
す討関で第一の時的查
再檢らう」との時目調
いの治とジ用握の等存
につ。一便把症の既
つ。査いべのに染いら
直しが検で53業惑惑か
ます症ん。煩懣性けれ
見ませ込す。避を、計そ
の感り盛口向に推。
落ざ感染し行動しをす
段ご性を養生しま致ま
7で、言二量生しとい
第二と向文で低のためさず
こと動文にも病いるこま
あう生前未だ果ている
い発がごとく感愛をしに
らとの案でま性をしにせ
か討症動きまるの分患現
れ検査をこそ所權置ける
そ再感應に。このうちう
に性評。それでぞきいと

[illegible]

反映の必要がある
 アンケート選
 態の問はれた
 実体制と定
 ないといさ
 できないとこ
 てみるに報
 申上る心と
 ックは熱心
 で安全状態
 (1)で、今診
 は、かかっ
 ては70パー
 して、サを
 しては、患
 まして、定
 しこい特
 たうと、T
 いうにか、
 いかとス
 見かすあ
 意なぶと
 すなぶと
 するや点
 ますに定
 聞に定う
 正に定う
 いかにと
 改くいる
 ぞくいる
 ず、にな
 たり、な
 になじ果
 に要結るわ

り器
 総ななに問

点、定、は、も
 の、1、は、関
 する、は、機
 が、得、所、て
 が、診、三、も
 計、点、第、
 推、計、に
 定、十、分
 点、D、の
 を、点、だ
 した、が、を
 保、が、し
 所、47、皮
 保、所、あ

点、定、は、も
 の、1、は、関
 する、は、機
 が、得、所、て
 が、診、三、も
 計、点、第、
 推、計、に
 定、十、分
 点、D、の
 を、点、だ
 した、が、を
 保、が、し
 所、47、皮
 保、所、あ

ざの結、都た定確い
ご査基す。当指がと
に調なまるよ性増。はさ
じ向正しいる。代表数すて
一動邀、定さきひ点いまろ
べ生。一指で及、定さきろ
54発がてを握してこつと
う、すしの把實してこつと
のよい記る内容を二回調
もるさびかにかけ結果とい
たきさびかに生お、る外だ
しめでふに発いの以たい
ま映言、性の域裡ていた
え反文い染症地把え調て
考にのと感慍、点考向せ
て確点的性慍して動さ
しの定図、性慍したを生転
とがのをとの連うとな生転
案向上善う性とふ案、移
局動律改の安等う正家に
務生活法の関ひ色々改善に
事発は査機及団とてまこ
てのれ調出性保らしいと
し症こ調向隔閑すとさざ
ま染、動転に、と準ど動
え感閑生指と閑の基き動
まの機發、二機も、ジの
踏つ出では域係が有一究
を4屆して区閑するべ研
見定そしのとき定56学
意は指示。ま所と指定い、疫
御すめさ健こうさての
うまいめお保うようし方
う、つ努に、いるでまの
う、さらに果はとれさき発
す。すにり府はとれさき発
す。ま果く通つす保う。究す。

それから、この意見としましては、全数調査とＨＩＶ感染との比較調査、追加調査、
は必要かどうか、という点で、以前、６年に取り組みが必要ではないかという御提
言もございました。それから、その下の漢数字の四番ですが、印刷物、インターネット
等の多様な媒体を通じた公開提供という点については、特に修正なしとしてござい

[illegible]

盛リン症は科學
として、感果とる
しにた。性質あ
と防した。道ら
言ひま効都かに
言ひ有ひ防に
がTは及びそ予
法はS國の、供
うか見と提染
いへんあ感の
と會御コラ報性
狂症な、情の新
症うは、か情の
急染ふてそか最
緊要します。か、
た性います。に
しとはし使い
きあないざのた
だ、はとこ一れ
たたり案て二
とわ正とる
すす変改加法を
ぜでは、をコ方
ブとして言の文
のうひまう極使
回いたえの横い
前とだまのし
と、か選踏つて
まよう、防した
あど、のの等
あかか第う法防
のかがい方予
れむの予防染
それ、を予染
込下、の感コ

[illegible][illegible]

○北村委員員常務委員
私肥肝が型しいやうな
もい病ては、いふてな
い夫てなを

会つて染つたといふ安
学で感づき、又いふ安
症に性、能、にこれに
染に性、能、にこれに
に感し、可、能、にこ
性示、見、れ、症中、う
本おに、予、れ、症中、う
日を、き、す、す、この
も、見、た、ば、で、ん、を、か
も、意、と、は、で、ん、を、か
どう、い、ふ、例、り、そ、ど
け、い、ま、あ、あ、ど、か
け、と、踏、に、が、腫、ら、か
す、か、を、き、安、や、が、な
ま、い、と、不、炎、な、ら、な
い、な、こ、う、肝、り、た
ざ、は、う、い、い、型、お、当
ご、で、症、て、こ、は、し、評
落、染、し、め、で、識、評
段、感、直、留、う、等、認、な
第、の、性、見、に、い、会、分、う
は、な、る、も、か、に、を、う
の、炎、五、年、の、う、既、と、い
す、肝、も、で、だ、も、う、作
ます、も、れ、い、い、作
思、い、ル、で、さ、な、に、と、不
に、ウ、け、例、た、す、あ、い
安、の、今、当、要、で、す、う、す。
に、ど、ま、を、に、症、を、ま、す、

員常務委員
肥肝が型しいやうな
もい病ては、いふてな
い夫てなを

○木村座長　Ｂ型肝炎や赤痢アメーバなどもサーベイランスは行われるわけですね。ですから、その動向についてはある程度把握はできていくわけですがけれども、性感染症予防指針の中に含めるかどうかという点ですね。御意見ありますでしょうか。

よく覚えていないんですが、Ｂ型肝炎、これは急性期のものは前例報告だったでしょう。

○前田補佐
B型肝炎につきましては、5類感染症の全数把握疾患でございます。

○木村座長
アメーバの方は定点ですか。

赤痢アメーバ症につきましては、5類感染症の全数把握でございます。

[illegible]

で染精こんどとな
んせ。症し
う感だます染夫
思のたりに感工
と炎かアアと
に肝がわくじつ
いなりやウミヨ
なてよとうち
はんるをクモ
構しうあ現。
てもしといひ、ま
しまると部かはり
記入が路ならてお
はがの定え、こ
患名も確言だと思
炎型のをた分と
部な
のAもごこなのか
でもて行かう外
いうよういよし
づ中らいての難
にのう症そう
分症ととも
部染症、感い解
の感染は性した
類感染がしそに
て4性別それ
れどもいそれか
ずられな、めと記
めよして、舎へ
定ち、をにベ
は書上言ルま
法もて調を文へ
す染症と語、器
感けよ、性
す路極のすかい

性的接触による感染と考えられるB型肝炎とかというような表現や修飾語が要るだろうということですね。いかがいたしましょうか。

て、ライオン器ヲ、症に全上、とい
う。イリヤン器ヲ、疾にとつ
つド症ま形ら非と感懼こ類がすつ
にガ膿け尖か、れ症1むうのまに
とガ膿上、れ症1ぬい、すき向
こ膿性し申、さじのH全とはみ除動
う治て申へ。その間の、炎たりを生
い断まずルせん外下で肝しおズハ
と診症いへみ象のものとて、
かたバ排器い器対そす外きエも、
るれ一性ざ性の、で以下にて在
いさふ。こ、法す。症型と外で
て表ア症で、症たま染E症象以現
わが赤熱染シ患ミ感ぜ類型一、パそれ応す
れ有染シ患ミ感ぜ類型一、パそれ応す
扱会あらうのジがごハメ針は、い
う学かろく握ケ患でごハメ針は、い
ど毒す器把、疾と炎れ病のすこと
が染梅ま性点症7ヶ所ト亦いま。
は症で一定、性の性A炎握存在すだけ
染性なら症の性A炎握存在すだけ
性にちご染92細菌こ。型把現ごとづ
感にこの握感ノ、いす。肝把段置
と一。菌菌の痘なないG全で4位
あべすこ淋症症下ないものまのう
、43ま、と、染s性てさ炎、類すマ下い
とのいり握感ノ、軟れご肝5ま一の
け料さいの握感ノ、さで型房いロバの
づ資ごてつごC炎は握C一ざジ一も
置考につがかり道把握とこんめる
位参じな全つトイレ把炎がごコアさす。
法の、一のと、4性性も全許そこら痢でま
法が、係象類の、菌型の型まここ赤は
染す43ご5こ腫淋数類Bいう毒ら握さ
症す43ご5こ腫淋数類Bいう毒ら握さ
染す43ご5こ腫淋数類Bいう毒ら握さ
感い次ん毒マ軟性も是。さご炎でつ
のさ目梅一性ア炎でしまて握5肝數上
で、今このラ、染点ジいにつが型全Aは
で、今このラ、染点ジいにつが型全Aは
で、今このラ、染点ジいにつが型全Aは

ありがとうございます。この予防指針の中で上の6つをきちとやっていけば、ほとんどの性感染症に対する予防効果も得られるだろうという考え方もできるかと思うんですが、先ほど白井委員はB型肝炎なんかは何か、適切な表現を考えた上で含めた方がいいのではないかとという方向でしょうか。それとも逆のお考えでしょうか。

口弁委員の意見もいろいろあると思うんですが、ただ、その場合には、そのまま併記をする
と誤解があるかなということと、実際にはその報告があった時点で、どのような感
と路かというのを調べるという現場の状況もあります。そういう疾患も性感染症だとい
か位置づけをする意味では、入れたらいいかなと思います。

[illegible]

の上なのが役い基
 所の以上の訳がの
 健康人こと点所と
 保千人つて定健こ組
 、く百もく保体う梓
 とで全とに全て治い
 こ所と逆でつ自とき
 こ圏か人、内も、大
 う療1千人管であら
 い医は何所そこか
 と次所はす健そだに識
 にが保つていて口意
 が保つて方ではない
 ご自市に分のあ難は
 区域阪面う査ではた
 の区大扱い調状は地
 の区、自と。現そ点
 健康ともというも
 保市ど二いうて聞
 にも、戸れ域てそれ
 目も、すの思は言
 行れかと所より、
 けたとん健ふりし
 からすりな保かく
 下んつ健そをを療
 の案の保、は満查
 改してしての不調
 の正を形するは動
 のだ方形なりと生
 白54分て置う所
 入いといと保わい

そうすると、必ずしも1つの保健所で、その区域の実態を把握できるようにしておかなくても、二次医療圏なり、自治体のレベルで正しく把握できているような状況であれば十分であると、そういうことでよろしいですか。

保健所の枠組がどんどん地域保健法の絡みもあるのか、統廃合とか、あとは市町村合併がありまして、抱えている市町村が大幅変わってきますので、公衆衛生上の把握と全然違った形の枠組になってくるようなところもあるようです。

二次医療圏単位で集計できるようにしておくという事はいかがでしょうか。保健所単位ではなくて、二次医療圏という表現はいかがでしょうか。あるいはもっと単純に、人口比が何かで決めていけばいいということによろしいですか。

（ ） 台の委員が、医療機関の選定をするときに、協力していただく医療機関というところ、受診数が多いところ、逆に少ないところ、地域性を代表していないところが問題だと思います。

な区のま
にの所を
と所健向
く健康生
く保の動
く保の生
いとこ発
てと果の
く府は症
く都は患
く道に感
を性と
準と見の
基く意性
正のびは
正の女は
適今及性
の正。男
の関。男
機。で
出。で
居現し
指てわ
定る削
がとく
国安て
目安しむ
く影は、
恐き響、
とるに
のりこ
すそたと
すそたと
き。あう
い。うに
いでう
てんによ
産生業
改と心
を改と心
る改と心
る改と心

けいにはあは私コンドウ企明だ
 すぎ飯で、要はな情ごと一在な
 りがして重は極めれば、避ん存は
 りますと、この趣は、避ん存は
 おこ際にてあ積かにす緊急法重
 うう用が能め法す緊急法重
 をといと可しの避んには、急は
 り盟ムくも防急たされ、味
 だ連一おく、予緊いとあも意
 だ計画をし疾用入可のことい
 変族今、供り感てを起し料る
 に國今、報て「陳文など。むを
 う関の、中情い、にのなる込
 い機すのた行な、破示入のま
 と際をもうい3破い、中に性き
 法国のりといと、のさした
 避んめいと一し、つじま
 急どや法見も、どるのかき
 緊私とは意で、あしをくが、せ
 来、急急突け、要とここの提案
 以、こ緊をすてせがおいムけを
 回て、といは、こ併と使と一だ
 前、いはい、こ併と使と一だ
 は、こ併と使と一だ
 一こ、たそうて使極るんとい
 う、こ、た、え、の、積あがし
 も、し、損と。考し、を、法、にか
 ど、ま、破る、こ、ど、提、一、方、業、ら、う

○前田補佐 緊急避妊法につきまして御意見をいただきまして、その意をくみ取る形で最新
の感染症予防に関する科学的知見という表現を入れさせていただいたところでござい
ます。また、緊急避妊法というのは、避妊に有効というエビデンスもあると思ひ
ますが、感染症の予防に緊急避妊法が有効であるというエビデンスというのはござ
いますでしょうか。

明に際存くうゝ
的の、だい
國すむたいな
使とせとか
だを緊るてい
たム、れ入な
ん、下に言を
せんと極の文
ま、こう極の
い、い種そ得
ざちより、
くわたりでほ
はなつて味及
ですまし意響
法、し、し、し
方るてい、い
のせれ用も
防、外使そに
す速、の、ど
症、たム、す
染を、つ、下
感、性、し、ン
は、の、て、こ
れ、ム、け、お
二、一、破、は
ン、ド、て、れ
ン、つ、い、わ
も、セ、聞、つ、々
今、す、
い、は、に、常、ま
員、さ、と、飯、に
委、こ、し、か、つ
北、く、な、ら、よ
全、か、ら、明、う
ら、に、が、い、と

○木村座長
緊急避妊をどこにどういう形で盛り込むか、あるいはこの予防指針に難しいければ、エイズとは出るんですが、報告書みたいな別の文書が、このワーキンググループから出るんですか。もしそうであれば、その中に何か少し触れるとか。

○前田補佐
とりあえず、この性感染症の方については成果物が指針の改正ということでございますので、そういう御意見があったということが回っていくのと、最低議事録にもきちんと残るということがございます。

○木村座長
池上委員どうぞ。

[illegible]

○木村座長
あくまでも予防指針であるという観点で統一した方がいいのではないかというふうには思います。先ほど議事録でというお話がありましたけれども、そこに残しておいていただければと思います。

○北村委員
最新の性感染症の予防に関する科学的知見に基づいてというのが非常に漠然としてわかりづらいので、例えば、「異性間の行為に際しては」というようなただし書を付けて、緊急避妊の存在を知らせるといふ、この件についてはいかがでしょうか。

○木村座長
白井委員どうぞ。

○井は委員急緊かでるいっすい特たても
私に健用一ム。症う
的「リにてドす感とに

目のとを盛みこで性け
針うのめあはいムなえ
指言うた、で多一はま
防にうた、で多一はま
予逆いの現ろんめと
の、う遊すこたこ
こな、そでまがと、のう
も、別の方てでは、遊い
もた方のてでは、遊い
どまの現省うれて、防
れちとを思らつて、症
すそあるとえにす
んれかしと生り感
うそというのの先あ
思、トまいとなう校の
とら、いとなう校の
だかお思といにいの
事すサといにいの言
大のはか多と上な
てす春なうたふたは
いで思はこい料代よ
つん、でとるの年う
にうといい防妊あ
供思うて予選の、も
報といれ症だてか
とてが染まいすな
情達か方え感、おで
の、と考性とはにん
の、と考性とはにん
避う親のりう学めは
員急緊かでるいっす
委員急緊かでるいっ
井は私に健用一ム。症

○木村座長
いかででしょうか、緊急避妊の大事なことはみんなが認めていることではあるのですが、ここは予防指針だからという御意見が多いように思っていますので、またちょっと別な場で緊急避妊ということをアピールしていただければと思います。

○大を機はのも
北村半וף予

民の動に症
国のと感れ
らてこの性け
がえるにつけ
ならずさま
念と用起まり
残で使かはわ
も、認にとれた
たも認めないこ
うに破壊はと
查をとに供か
調証人報提う
る避一假使う
意識もけじり
意識もすくじし
たと認いでんい
生うめ問よく預
のとるのだお
女防えかんし
男干変性をほ局
「症を異あ有た
つ感合合法警
行性の場方影は
にをそのくよう
年４、「こいつ強
今年一度、こい
員がさ意味だ非件
委もさ急のに緊付
村がどうけ附解予

○木村座長 恐れ入ります。先に進みますが、医療の提供ですね。56ページからおしまいの70ページまで、まずご意見は修正しましたらお願いいたします。それから国際的な連携、医療機関との連携、第四の研究開発の推進、それから国際的な連携、他の関係機関と、今、これは、後で留めたいと思います。それで、一応、今日はここまで、それで、時間になりましたので、事務局から今後のスケジュール等についてお願いいたします。

[illegible]

○木村座長
25日の時間は決まっていますか。2時から4時ですか。

○前田補佐
14時からでございます。

○木村座長
14時から2時間程度御予定に入れておいていただきたいと思います。どうもありがとうございました。それでは次回、7月25日ということで本日の検討会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

(以上)

照会先：厚生労働省健康局結核感染症課
特定感染症係（清水、平塚）

電話：03-5253-1111（内線2379、2386）